

五所川原市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有施設、市の広報印刷物その他市有財産等（以下「市有財産等」という。）を広告媒体として広告を掲載する事業（以下「広告掲載事業」という。）を推進することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(市有財産等の適正使用等)

第2条 広告掲載事業による市有財産等の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、五所川原市行政財産使用料徴収条例（平成17年五所川原市条例第62号）、五所川原市財産規則（平成17年五所川原市規則第56号）その他関係法令等の定めるところにしたがって、適正に行われなければならない。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(8) その他広告として掲載することが不相当であると市長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に関する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル（公営くじに係るものを除く。）に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (7) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの
- (8) その他市有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告の具体的な表示内容等に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体ごとの募集方法等)

第4条 広告媒体ごとの募集方法、予定価格、選定方法その他広告掲載事業の実施に関して必要な事項は、広告掲載事業を実施する部等の長（五所川原市行政組織規則（平成17年五所川原市規則第1号）第20条に規定する部長、五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）第3条に規定する部長、五所川原市選挙管理委員会処務規程（平成17年五所川原市選挙管理委員会訓令第1号）第2条に規定する事務局長、五所川原市監査委員処務規程（平成17年五所川原市監査委員訓令第1号）第4条に規定する事務局長、五所川原市農業委員会処務規程（平成17年五所川原市農業委員会訓令第1号）第4条に規定する事務局長及び五所川原市上下水道部処務規程（平成17年五所川原市公営企業管理規程第1号）第4条に規定する部長）が別に定める。

(広告掲載審査会)

第5条 広告掲載の適否を審査するために、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設け、事務局を総務部管財課に置く。

2 審査会の会長は総務部長の職にある者をもって充て、委員は、財政部長、管財課長、総務課長、企画課長及び観光物産課長の職にある者をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告掲載の適否について疑義が生じた場合において、会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

2 審査会の会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の会議は、会長がその議長となる。

4 会長は、広告掲載事業を実施しようとする市有財産等の事務を所掌する課等の長を審査会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 前項に定めるほか、会長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第7条 その他広告掲載事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 五所川原市告示第32号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月18日 五所川原市告示第46号）

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則（平成27年2月12日 五所川原市告示第18号）

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。